

# 公聴会傍聴要領

公聴会とは

都市計画法第16条第1項の規定に基づき、都市計画の案作成のため、公開の場で住民意見陳述の機会を設けるものです。

なお、意見陳述ができるのは、事前に公述の申し出を行い、認められた方のみです。

したがって、傍聴者の方におかれましては、下記の事項について、ご協力をお願いします。

## 1. 会場の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会を傍聴するに当たっては、議長の指示のもと、会の円滑な運営にご協力をお願いします。
- (2) 傍聴者が上記及び下記に違反し、注意を促しても、ご協力頂けない場合には、退場していただく場合があります。

## 2. 会を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は、会を傍聴するに当たっては次の事項を守って下さい。

- (1) 会開催中は、静粛に傍聴し、みだりに席を立たないこと。
- (2) 拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (3) 騒ぎたてる等、会の進行を妨害しないこと。
- (4) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会において、写真撮影、録画、録音等を行う場合は、事務局の許可を得ること。

その他公聴会の秩序を乱し、会の進行の支障となる行為をしないこと。

### 3. 新型コロナウイルス感染拡大防止のご協力について

- (1) マスク着用や大声での会話自粛などの感染防止への御協力をお願いします。
- (2) 発熱（37.5度以上）等体調のすぐれない方は、参加をご遠慮ください。
- (3) 当日の受付では、検温と別紙「健康状態申告書」の記入をお願いします。混雑が予想されますので、予めのご記入と持参について御協力を宜しくお願いします。受付にも用紙をご用意します。
- (4) 高齢者や基礎疾患のある方が感染した場合に症状の重篤化が見られることから、体調に不良がある場合は、積極的にかかりつけ医や保健所に相談するようお願いします。
- (5) 新型コロナウイルス接触確認アプリの利用について、ご協力をお願いいたします。

### 4. 公聴会の運営

公聴会は沖縄県都市計画公聴会規則（昭和47年5月15日規則第99号）に基づき実施されます。